

農薬の登録保留要件(2/3)

- ⑤ 土壌への残留の程度から、この汚染により汚染された農作物等の利用が原因となり人畜に被害を及ぼすおそれがあるとき
- ⑥ 水産動植物への毒性の強さ及びその持続性からみて、水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあるとき
- ⑦ 公共用水域の水質の汚濁が生じ、その利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれがあるとき